平成２８年（フ）第２７号
熊本県阿蘇市赤水919番地４　島崎アパート205
債務者　野藤　敏行
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午後１時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２８年（フ）第１１１２号
東京都稲城市平尾３丁目１番地の１平尾住宅18棟505号
債務者　中林　幸一
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２１８７号
横浜市港南区港南中央通３番８号
債務者　粉川　譲子
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２１４号
神奈川県茅ヶ崎市ひばりが丘１番27号　ハイツシャングラ102
債務者　小林　幸司
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２２７号
横浜市港南区港南台２丁目１番12―101号
債務者　今松　一哉
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４００号
神奈川県大和市上和田3309番地　ロイヤル松晴Ⅰ　102
債務者　富田　直美
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４５０号
神奈川県綾瀬市大上３丁目22番32号　セゾン長沼Ｂ102
債務者　河野　江美
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４５４号
横浜市栄区長沼町334番地６　エストリルハイツ305号
債務者　竹田なつ美
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４５７号
横浜市南区永田みなみ台２番10―1002号
債務者　胡口　和彦
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４６２号
横浜市青葉区美しが丘西２丁目38番地13
債務者　水嶋　洋紀
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第９３号
群馬県みどり市笠懸町阿左美2251番地
破産者　有限会社加藤製作所
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１０３３号
千葉県船橋市旭町３丁目３番51号
破産者　松本　茂幹
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３８７号
千葉市若葉区若松町531番地348
破産者　山西　保信
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５９０号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1535番地17　第２中央ビル301号
破産者　家原　和久
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５９１号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1535番地17　第２中央ビル301号
破産者　家原　逸子
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７７８号
千葉県八千代市勝田台北３丁目４番11号
破産者　甲南テクノ株式会社
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８９６号
千葉県船橋市行田１丁目６番２号
破産者　株式会社ささもり新聞店
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９５０号
千葉市稲毛区穴川３丁目11番79号内藤ビル１階
破産者　有限会社セブンツー
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係